

飛騨市就職奨励金制度

目的

飛騨市では、市の人口増加及び定住促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち要件を満たす方に対して、奨励金を交付します。



対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として

採用後3年を経過しており、奨励金交付後も引き続き市内の同じ企業に勤務し、市内に住所を有する
意思があること。

＜申請期間の例＞

令和6年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和9年4月1日から令和10年3月31日まで」が申請期間となります。

＜注意＞

※同奨励金の対象となれる労働者は1人につき1回限りとなります。

※定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される下記事業所は対象外となります。

（対象とならない業種）金融・保険業、公務、通信業、放送業、鉄道業、郵便業、協同組合業、
政治・経済・文化団体業など

区 分	資 格	奨励金の額
①学卒等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、 3年以内 に飛騨市内の企業に就職された方。	7万円
②Uターン就職者	飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で 12か月以上 雇用されており、就職時の年齢が満 45歳以下 であること。	

申込み方法

就職奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

必要書類	申込期限
・住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ） ・雇用契約書の写し ・健康保険証の写し ・誓約書（様式第2号）	交付対象者となった日から 1年以内

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901